

第88回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和3年12月24日（金）午前9時30分～午後0時5分

2 場 所 市役所本庁舎 地下1階第11共通会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

矢倉会長、中井委員（ウェブ会議の方法で出席）、島村委員（ウェブ会議の方法で出席）、曾我部委員（ウェブ会議の方法で出席）、岡田委員

(2) 大阪市職員

西原市民局長、山本市民局理事、福岡市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、斎藤市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議題

(1) 新規案件（1件）の調査審議

(2) 継続案件の調査審議

(3) 第86回・第87回会議要旨の確認

5 議事

非公開で行った。

冒頭、会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声は即時に伝わることを確認した。

また、事務局から、案件番号「平30-3」及び「平30-職6」の拡散防止の措置及び公表内容に係る諮問については、第87回審査会の調査審議で会長に一任された答申内容の細部を検討・作成の上、令和3年12月13日付けで審査会から市長あて答申を行った旨の経過説明があった。

議題（1）新規案件（1件）の調査審議

○新規案件1件の諮問を受け、事務局から説明を受けた。

○今回は概要聴取にとどめ、次回以降引き続き審議することとした。

議題（2）継続案件の調査審議

○継続案件のうち9件について、調査審議を行った。

○9件のうち7件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「平30-職2」に係る表現活動について、次のとおり、一部については、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当するが、本件調査審議で得た情報の範囲では、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当せず、残りについては、本件調査審議で得た情報の範囲では、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・本件表現活動のうち一部については、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当する。

・当該部分について、本件調査審議で得た情報の範囲では、条例第2条第1項第1号ア、イ又はウのいずれにも、詳細な検討をするまでもなく該当しない。

・残りについては、本件調査審議で得た情報の範囲では、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しない。

○案件番号「平30-職4」に係る表現活動について、次のとおり、一部については、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピー

チには該当せず、残りについては、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

- ・本件表現活動のうち一部については、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当する。
- ・当該部分について、条例第2条第1項第2号ア又はイのいずれにも、詳細な検討をするまでもなく該当しない。
- ・残りについては、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しない。

議題（3）第86回・第87回会議要旨

○第86回・第87回の会議要旨を確定した。

以上